

# 交運労協 FAX ニュースNO. 31

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2012年8月10日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 交運労協 関 政治

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

## 奥田建国交副大臣に、「交通基本法案」の 早期成立、および高速ツアーバス事故に 関する安全体制の確立を要請！

### お盆の帰省ピークを前に、国交副大臣へ要請！

本日、交運労協は渡辺幸一議長以下、三役と事務局13名、ならびに政策推進議員懇談会8名で奥田建国交副大臣に対して、「交通基本法案の早期成立に関する要請について」の『要請書』（別紙-2）を手渡しし、同法の早期成立を要請した。加えて、「東北自動車道における高速ツアーバス事故に関する要請書」（別紙-1）を手渡しし、8月2日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故に関し、同種事故の再発防止の要請を行った。我々交運労協の要請に対して、奥田建副大臣は「交通基本法案の早期成立要望を重く受け止め、引き続き同法の制定に向けて努力するとともに、高速ツアーバス事業者に対しては監査体制を徹底していく」ことを約束した。

#### 〔 奥田建国交副大臣に要請書を提出 〕



#### ■渡辺幸一議長から要請

帰省などで利用客のピークを迎えるにあたり、高速ツアーバス事業者への監査体制を継続して強化してほしい。また「交通基本法案」に関しても、早期制定に向け、改めて積極的な取り組みを要請した。

#### ■奥田建国交副大臣の答弁

「交通基本法案」の早期成立に向けて、継続して頑張る。また高速ツアーバスについても、省を挙げて全力で取り組んでいる。走行距離だけでなく勤務時間についても、事業者等に対しては徹底した監査を行い、既に設置している検討会などを通じて、必要であれば法改正について検討していきたい。 ※文責は事務局にあります。

以上

## 〈別紙－1〉

交運労協外発第31号  
2012年8月10日

国土交通大臣  
羽田 雄一郎 殿

全日本交通運輸産業労働組合協議会  
(略称：交運労協)  
議 長 渡 辺 幸 一

### 東北自動車道における高速ツアーバス事故に関する要請書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、交運労協の各種活動や取り組みなどに対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、8月2日(木)午前4時10分頃、宮城県白石市の東北自動車道下り線において、乗客35人を乗せた高速ツアーバスが前方を走行していたトラックに追突し、乗客全員が病院で手当てを受け、また、バス運転手とトラック運転手も軽傷を負う事故が発生しました。

高速ツアーバスについては、本年4月29日に乗客7人が死亡するという重大事故が発生したばかりであり、この事故を受けて、交運労協も委員を務める「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」において決定した「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」など様々な対策が打ち出された直後、再びこのような悲惨な事故が繰り返されてしまったことは大変遺憾であります。

事故の直接的な原因は、調査中と言われておりますが、「交替運転者の配置基準に規定する乗務時間」に違反していることが明らかとなっており、これからお盆の帰省などでピークを迎えるにあたり、同種事故の再発を防止するため、下記の通り要請を行いますので、速やかな対応をお願いいたします。

#### 記

1. 乗務員の運転時間等の基準・指針など、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」について、高速ツアーバス事業者に対し再徹底を図るとともに、再発防止策を打ち出されたい。
2. 「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」に基づく各項目について、高速ツアーバス事業者に対する一斉点検を実施されたい。
3. 事故に至る背景と原因を明らかにし、速やかに公表されたい。
4. 安全体制の確保を図る観点から、参入要件を見直すための検討会が来月に設置される予定となっているが、このような事故発生状況を踏まえ、当該検

討会における一定の結論が出るまでの間、緊急的な新規参入規制の強化を図られたい。

以 上

## 〈別紙－２〉

交運労協外発第32号

2012年8月10日

国土交通大臣  
羽田雄一郎殿

全日本交通運輸産業労働組合協議会  
(略称：交運労協)  
議 長 渡 辺 幸 一

## 交通基本法早期成立に関する要請について

日頃より交運労協の活動に対しご理解、ご協力をいただき感謝しています。さて、私たち交運労協は、陸、海、空の交通運輸産業で働く労働者を代表する組織として、交通・運輸に係わる問題に対し、様々な提言を行ってきました。とりわけ、公共交通の維持、発展を通じた持続可能な総合交通体系の確立に向けて交通基本法の早期成立を強く求めています。表記について、よろしく取り扱われるよう要請します。

### 記

#### 1. 交通基本法の早期制定について

交通全般にかかる基本的な交通理念を定めることを目的とした、「交通基本法」の早期制定を求めます。

特に、少子高齢化の進展や歯止めがかからない過疎化の進行の中にあつて、地方・地域の疲弊化に対処するためにも同法が必要だと認識しています。さらに、東日本大震災の復旧・復興にも欠かせない法律でもあります。

8月7日には、ようやく「交通基本法の提案理由説明」が行われ、成立に向け大きく前進することが期待されたものの国会は、「税と社会保障の一体改革法案」を巡って予断を許さない状態にあります。しかし、これ以上の先送りには許されません。今通常国会の会期内において成立させることを強く要請します。

以 上